社会福祉法人　ゆずの木会

役員等の報酬についての規程

（定義）

第１条　この規定は定款第８条及び２１条に基づき評議員、評議員選任・解任委員、理事長、理事、監事が法人の業務に従事した場合の報酬、交通費、宿泊費等について定めるものである。

（報酬）

第２条　報酬については、それぞれの役職にある者が法人業務に従事した場合時間給とし、評議員選任・解任委員、評議員、理事長、理事、監事、は全て同額とする。

時間給単価はこの地域における平均的賃金水準を参考とし、ゆずの木保育園給与等支給規程のパート職の項等を参考とし９００円を支給します。一時間未満の場合は３０分単位とし、１５分以下は切り捨て１５分以上は切り上げる。

（定例会議の日当）

第３条　理事会、評議員選任・解任委員会、評議員会の定例の会議に出席した場合は、日額報酬 4,000 円を支給する。

（交通費）

第４条　交通費については、ゆずの木保育園給与規程の交通費の項及び地域の状況を考慮し１回につき３５０円を支給する。

（宿泊費）

第５条　宿泊費等については、ゆずの木保育園給与規程の宿泊費の項を参考とし適用する。

（その他の費用）

第６条　その他の費用負担については、諸規定を参考に理事長が決定する。

（この規程の適用）

第７条　この規程の適用は、理事長の職務従事命令及び要請があった場合とする。

（勤務命令簿）

第８条　理事長の職務従事命令があった場合、役員等勤務命令簿に記録しておくものとする。

（報酬、交通費、諸費用の支払について）

第９条　報酬、交通費、その他諸費用の支払いは前月 16 日より当月 15 日を１ヶ月と計算し毎月２５日に現金にて支払う。

この規定は２０１７年４月１日より施行する。

附則

評議員選任・解任委員会については、最初の会議が開催された日まで遡及して適用する。

戻る